

マクロの前提

- 2015年度のGDP実質成長率 は8.1% 8.5%(物価の総合的な動きを示すGDPデフレーターは3%程度を前提)と予想。
 - ▶ 消費者物価指数(CPI)上昇率については、5.0~5.5%の水準を予想
- ▶ 産業毎の成長率(2014年度見込み)
 - 農業:1.1% (前年度3.7%)
 - ▶ 鉱工業:5.9%(前年度4.5%)
 - ▶ うち、製造業: 6.8%(前年度5.3%)
 - ▶ サービス業: 10.6%(前年度9.1%)

税務の提案で目指す政策目標

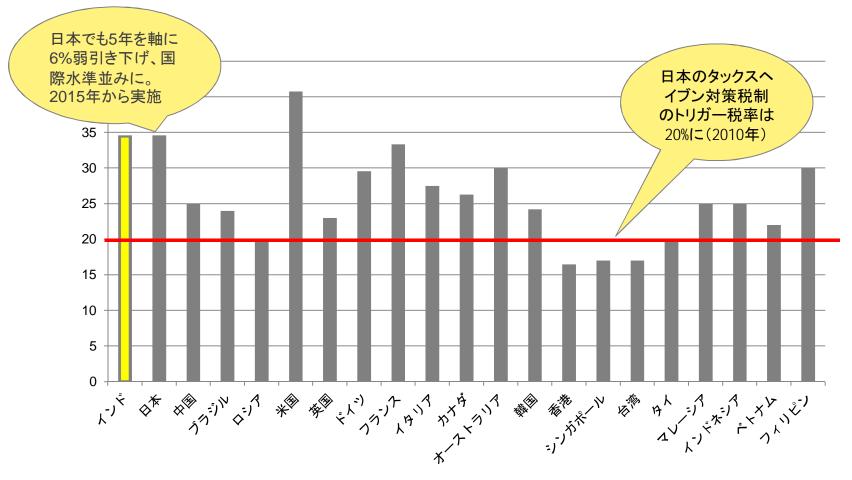
- ブラックマネー抑制
- ▶ メイク・イン・インディアを通して成長軌道への回帰、国内製造業への投資 促進、雇用創出
- ▶ 最低限の政府と最大限のガバナンスで、ビジネスのしやすさを改善
- ▶ 中間層の納税者へ減免措置の拡大
- ▶ クリーン・インディアを通して、生活の質や公衆衛生を改善

所得税の税率

- ▶ 個人所得税の累進税率に変更なし
- ▶ 法人税率について、2016年度から4年間かけて基本税率を30%から25%にまで減少
- ▶ 富裕税(Wealth Tax)の廃止:これにより、2015年度から年間所得が1千万ルピーを 超える個人及び内国法人においてサーチャージが2%追加することが提案された。 なお、外国法人のサーチャージに変更はない
- 配当分配税(DDT)及び最低代替税(MAT)に関するサーチャージについても2%追加
- 教育税については現状の税率が継続

法人税率の国際比較

▶インドの法人税率は、G7、BRICs諸国、新興国と比べても突出して高い



個人所得税サマリー

年間所得(ルピー)	現状	提案	備考
0 – 250,000	0%	0%	
250,001 – 500,000	10.3%	10.3%	
500,001 – 1,000,000	20.6%	20.6%	
1,000,001 – 10,000,000	30.9%	30.9%	
10,000,001 -	33.99%	34.608%	サーチャージが10%か ら12%に増加

直接税サマリー

項目		現状	提案	備考
法人税	内国法人	30.9%	30.9%	年間所得が1千万ルピー未満
		32.445%	33.063%	年間所得が1千万ルピー以上1億ル ピー未満
		33.99%	34.608%	年間所得が1億ルピー以上
	外国法人	41.2%	41.2%	年間所得が1千万ルピー未満
		42.024%	42.024%	年間所得が1千万ルピー以上1億ル ピー未満
		43.26%	43.26%	年間所得が1億ルピー以上
配当分配税(DDT)		19.995%	20.358%	サーチャージが10%から12%に増加
最低代替税(MAT)		19.055%	19.055%	年間利益が1千万ルピー未満
		20.01%	20.389%	年間利益が1千万ルピー以上1億ル ピー未満
		20.96%	21.342%	年間利益が1億ルピー以上

製造業に対する後進地域における税制優遇措置(インセンティブ)

- ▶ アンドラプラディシュ州とテランガナ州における通知される後進地域において、新規事業のための工場や企業のセットアップに伴う設備投資を行う場合、以下の投資控除及び割増償却が提案された
 - ▶既存の投資控除(*)に加えて、上記地域において2015年4月1日から2020年3月31日までに取得・据付された設備の取得コストの15%を追加控除可能
 - ▶上記地域において2015年4月1日から2020年3月31日までに取得・据付された設備の取得コストについて35%の割増償却(通常の割増償却率は20%)が可能
- (*)既存の投資控除(取得コストの15%の追加控除)
 - ▶ 新しい設備に対する2億5千万ルピーを超える投資が対象
 - ▶ 当該設備は2014年4月1日から2017年3月31日の間に取得・据付されるものが対象となる

期中取得資産の割増償却に関する変更の提案

- ▶現行所得税法においては、期中に取得した新規設備について、事業の用に供した日から期末までの日数が180日未満の場合は、償却限度額は年間償却額の50%に制限されており、割増償却についても同様にその50%までに制限(つまり割増償却は10%相当)されている
- ▶この場合において、残りの50%相当については、今回の予算案により取得した年の翌年における償却額に含めることが提案された

(例)取得原価:100、償却率(定率法):15%、割増償却率:20%

	現状		提案	
項目/年度	X1年	X2 年	X1年	X2 年
期首残高	100	82.5	100	82.5
減価償却費(通常)	7.5	12.375	7.5	12.375
割増償却	10	_	10	10
減価償却合計	17.5	12.375	17.5	22.375
期末残高	82.5	70.125	82.5	60.125

製造業における正規労働者の雇用に関する控除

- ▶50名以上の正規労働者を雇用している製造業において、正規労働者を新規雇用した場合、新規雇用正規労働者に支払われる賃金のうち30%を追加控除できる
- ▶この控除については従来は100名以上の正規労働者を雇用している製造業における 新規雇用正規労働者に支払われる賃金が対象であり、2015年3月31日までの措置で あったが、今回の提案により基準値が50人となり、さらに2017年3月31日までに延期さ れた

(例)

既存の正規労働者数:50人

新規雇用正規労働者数:10人

賃金:1人当たり10

この場合、控除可能額は630 = ((50人 + 10人)×10) + 10人×10×30%)となる

非居住者に対するロイヤリティ/FTS(技術上の役務に対する対価)に対する 税率

- ▶ 現状の25%から再び10%に減少
- ▶ 上記の税率は1976年3月31日以降に締結された全ての契約に対して有効
- ただし、租税条約が優先される

Swachh Bharat(クリーン・インディア)

▶ モディ政権の打ち出した「クリーン・インディア」政策により、学校や都市部 及び郊外における公衆衛生施設の設置に関する政府組織「Swachh Bharat Kosh」への寄付、及び、ガンジス川浄化に関する基金(Clean Ganga Fund) への寄付については、支出額全額の控除を認めることを提案

企業の資金調達をしやすくするための措置

▶ 外国機関投資家(FPI)/外国ポートフォリオ投資家(FIIs)へ発行された社債に関する利息について5%の軽減源泉税率の適用は、2017年6月末までに払われる利息まで拡大

一般的租税回避防止規定(GAAR)

- ▶ 商取引の実態を欠く、税務恩典を得ることが主目的の取引について、2012年度 財政法案において対応強化の規定を導入
- ▶ 2013年度財政法では、一般的租税回避規定の適用を2015年度まで延期
- > 今回の2015年度財政法案では、一般的租税回避規定の適用を2017年度 (2017年4月1日以降)までさらに延期
- グランドファーザー条項(既得権者除外条項)は2017年3月31日までに行われた投資にまで拡大

係争の抑制とコンプライアンスの緩和

間接譲渡

インドにおける資産から「実質的価値」を得ている株式の間接譲渡の納税義務について明確化

- ▶「実質的価値」:
 - インドにおける資産(有形・無形資産)の価値が1億ルピー超、かつ
 - 会社が保有する全世界資産に占めるインドにおける資産の割合が50%以上
- ▶ 資産価値とは、負債を控除しない、公正な市場価額を意味。なお、公正な市場価額の計算方法は別途規定

外国法人の居住ステータスの判断基準

実質的管理地(Place of Effective Management: POEM)概念の導入

- ► 実質的支配地とは、法人全体のビジネスを遂行するため、主要経営者が 置かれ、商業的意思決定がなされる場所を意味する
- ▶ ある年の一時点における実質的支配地(Place of Effective Management: POEM)がインド国内にあれば、外国企業もインドの居住者となる。インド居住者は、全世界所得に対してインドで課税される
- > 実質的支配地基準(POEM)に関する基本原則を導入することで、居住者・ 非居住者の判定がより公正になる

ブラックマネーの追及

ブラックマネーに関する新たな規制

▶不動産取引に係るブラックマネーの発生を抑制するため、不動産取引に関する合計2万ルピー超の受領や払戻しは禁止

ブラックマネーに関するその他規定の整備

- ▶海外資産に関する所得や資産の隠蔽行為・脱税に対し、次の規定を策定
 - 最長10年の禁固刑を対象とした起訴
 - ▶ 違反に対する軽減措置を認めず
 - ▶ 違反者から調停委員会への申し出の禁止
 - ▶ 税額の300%の罰金
- ▶無申告あるいは不適切な税務申告
 - ▶ 最長7年の禁固刑を対象とした起訴
 - New Benami Transactions Prohibition Act (マネーロンダリング法案)を準備中

物品・サービス税の導入時期の明言

物品・サービス税(GST)

- 2016年4月1日までにGST導入をコミットメント
- ► GSTは、共通のマーケットを醸成し、連鎖的な税負担の影響を減らす上で変化をもたらす役割を期待されている

GST法案の主な特徴

インド GST

2本立てのGST

▶ 中央政府と州政府は共通の課 税標準にGSTを課税(CGST & SGST)税率は最近の試算では 24%を上回る可能性

免税点の規定

▶ 現行のVAT免除規定に沿った 内容となる見込み

州をまたいだ物品・サービスの 供給

- ▶ 州をまたいだ物品・サービスの 供給に対してIGSTの適用
- ▶ 在庫移動も課税対象となる予定

1% の追加税

- ▶ OriginベースからDestinationベ ースへ
- ▶ 州をまたいだ物品の供給に対し 追加で 1% を出荷元で課税

CGST(中央政府GST)/SGST(州政府GST)/IGST(統合GST= CGST+ SGST)

関税

- 輸入品への教育税及び高等教育税は継続課税
 - ▶ 実効関税率の中間値は28.85%から29.44%に引上げ
- 国内製造業を促進するため、完成品に課せられる輸入関税よりも、部材にかかる関税の方が高く、売上物品税等で相殺控除が難しくなっている構造を合理化、是正
 - ▶ 特定の財、原材料、中間財、部品の基本関税(BCD)/特別追加関税(SAD)率の引下げ

輸入関税の実効税率(製造業の場合)

- ▶ 実効税率は29.44%
- CVD、SADについては相殺可能(Cenvatable)
- 具体的な計算事例は以下の通り

	税率	2015年度	
①輸入価額(CIF価格+荷揚費用)			100.00
②基本関税 Basic Cutoms Duty (BCD)		①×税率	10.00
③ 小計		1)+2)	110.00
④相殺関税 Counter Vailling Duty (CVD) *	12.5%	③×税率	13.75
⑤教育税 Education Cess	3%	(2+4)×税率	0.71
6 小計		3+4+5	124.46
⑦特別追加関税 Special Additional Duty (SAD)*	4%	⑥×税率	4.98
合計			129.44
関税合計		2+4+5+7	29.44
* CENVATABLE(相殺可能)		4+7	18.73

物品税

- ▶ 物品税の実効税率の中間値は、12.36%から12.5%に引上げ
- ▶ 製造業奨励のための税率の引下げ 恩恵を受けるセクター/産業は、電機、再生エネルギー、靴工業等
- ▶ 石炭に対するクリーンエネルギー税が、トン当たり100ルピーから200ル ピーに引上げ

サービス税

- ▶ サービス税の実効税率は 12.36%から14%に引上げ
 - ▶ 加えて2%のSwachh Bharat(クリーン・インディア)税が提案、通知されるサービスについて実効税率は16%に

求められる戦略的対応

- ▶ 現状分析
- ▶ 想定可能な範囲で、税制の変更による現状とのギャップ分析
- ▶ 定量的、定性的に影響を評価、対応策を検討
 - ▶ ビジネスモデル
 - ▶ 業務プロセスと内部統制
 - ▶ ITシステム
 - ▶ 人と組織
 - コンプライアンス



Budget Connect+ 2015

This presentation provides certain general information existing as at the time of production. This Presentation does not purport to identify all the issues or developments pursuant to the transaction. Accordingly, this presentation should neither be regarded as comprehensive nor sufficient for the purposes of decision-making. EY LLP, does not undertake any legal liability for any of the contents in this presentation. The information provided is not, nor is it intended to be an advice on any matter and should not be relied on as such. Professional advice should be sought before taking action on any of the information contained in it. Without prior permission of EY LLP, this document may not be quoted in whole or in part or otherwise referred to in any documents.

For more information, please follow us on







www.ey.com/budgetconnect2015